

(19) 日本国特許庁(JP)

再公表特許(A1)

(11) 国際公開番号

W02016/098190

発行日 平成29年4月27日 (2017. 4. 27)

(43) 国際公開日 平成28年6月23日 (2016. 6. 23)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
B 6 5 D 85/10 (2006. 01)	B 6 5 D 85/10	3 E 0 6 0
B 6 5 D 5/42 (2006. 01)	B 6 5 D 5/42 C	3 E 0 6 8
B 6 5 D 5/66 (2006. 01)	B 6 5 D 5/66 3 2 1 B	

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 21 頁)

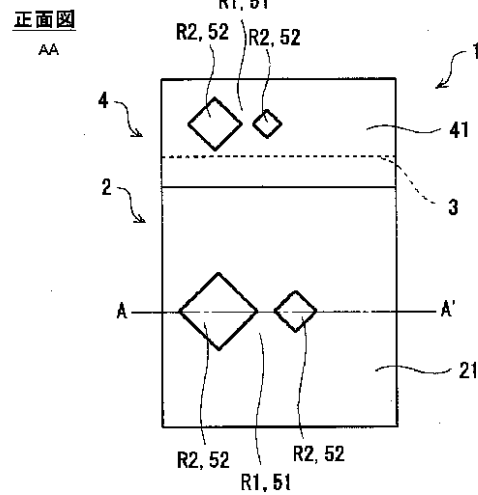
出願番号 特願2016-564500 (P2016-564500)	(71) 出願人 000004569
(21) 国際出願番号 PCT/JP2014/083376	日本たばこ産業株式会社
(22) 国際出願日 平成26年12月17日 (2014. 12. 17)	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
(81) 指定国 AP (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US	(74) 代理人 100100549 弁理士 川口 嘉之
	(74) 代理人 100131392 弁理士 丹羽 武司
	(74) 代理人 100126505 弁理士 佐貫 伸一
	(74) 代理人 100123098 弁理士 今堀 克彦
	(74) 代理人 100146330 弁理士 本間 博行
	(74) 代理人 100160945 弁理士 菅家 博英

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 たばこ商品の包装体

(57) 【要約】

インキに依拠せずに簡易な構成で包装体にデザイン性を付与することができるたばこ商品の包装体を提供する。たばこ商品の包装体は、たばこ商品を内部に収容する包装体であって、包装体の最外層の表面は、包装体の基材の外面に積層された透明ニスによって形成される第1領域と、第1領域に隣接配置されると共に、包装体の基材が外部に露出した基材露出部または基材の外面に積層された透明ニスによって形成される第2領域と、を含み、第1領域および第2領域との境界位置が、透明ニスの有無の違い又は夫々の透明ニスの物性の違いのみに依拠して識別可能である。



AA Front view

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

たばこ商品を内部に収容する包装体であって、
前記包装体の最外層の表面は、
前記包装体の基材の外面に積層された透明ニスによって形成される第 1 領域と、
前記第 1 領域に隣接配置されると共に、前記包装体の基材が外部に露出した基材露出部
または前記基材の外面に積層された透明ニスによって形成される第 2 領域と、
を含み、
前記第 1 領域および前記第 2 領域との境界位置が、透明ニスの有無の違い又は夫々の透
明ニスの物性の違いのみに依拠して識別可能である、
たばこ商品の包装体。

10

【請求項 2】

前記第 1 領域および前記第 2 領域との境界位置が、夫々の透明ニスにおいて視覚に影響
を及ぼす所定の物性の違いのみに依拠して識別可能である、請求項 1 に記載のたばこ商品
の包装体。

【請求項 3】

前記第 1 領域における透明ニスは、第 1 の光沢値を有し、
前記第 2 領域における透明ニスは、前記第 1 の光沢値と異なると共に前記第 1 の光沢値
との差によって前記第 1 領域との境界位置を識別させる第 2 の光沢値を有する、請求項 1
又は 2 に記載のたばこ商品の包装体。

20

【請求項 4】

前記第 1 の光沢値および前記第 2 の光沢値の差が 15 以上である、請求項 3 に記載のた
ばこ商品の包装体。

【請求項 5】

前記第 1 領域における透明ニスは、第 1 のヘイズ値を有し、
前記第 2 領域における透明ニスは、前記第 1 のヘイズ値と異なると共に前記第 1 のヘイ
ズ値との差によって前記第 1 領域との境界位置を識別させる第 2 のヘイズ値を有する、請
求項 1 又は 2 に記載のたばこ商品の包装体。

【請求項 6】

前記第 1 のヘイズ値および前記第 2 のヘイズ値の差が 5 % 以上 100 % 以下である、請
求項 5 に記載のたばこ商品の包装体。

30

【請求項 7】

前記第 1 領域および前記第 2 領域における表面の高さが互いに等しい、
請求項 3 から 6 の何れか一項に記載のたばこ商品の包装体。

【請求項 8】

前記第 1 領域および前記第 2 領域における表面の高さの差が 5 μ m 以下である、請求項
3 から 6 の何れか一項に記載のたばこ商品の包装体。

【請求項 9】

前記基材の外面の一部に着色された着色領域が形成されており、
前記第 1 領域および前記第 2 領域の境界位置と、前記基材における前記着色領域とその
周囲の無着色領域との境界位置とが平面的にずれている、
請求項 1 から 8 の何れか 1 項に記載のたばこ商品の包装体。

40

【請求項 10】

前記基材の外全体が着色されていない、請求項 1 から 8 の何れか一項に記載のたばこ
商品の包装体。

【請求項 11】

前記基材のうち、前記第 1 領域および前記第 2 領域に対応する部分の外表面が単一のイン
キによって着色されている、請求項 1 から 8 の何れか一項に記載のたばこ商品の包装体。

【請求項 12】

前記基材の表面に凹凸加工が施されており、

50

前記第1領域および前記第2領域の境界位置と、前記基材における凹部と凸部との境界位置とが平面的にずれている、請求項1から11の何れか一項に記載のたばこ商品の包装体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、たばこ商品の包装体に関する。

【背景技術】

【0002】

シガレット等のたばこ商品は、通常、所定の本数毎に包装体に包装されている。このような包装体として、アルミ箔加工紙等の中包紙と、この中包紙を覆う外包紙によって形成されたものがよく知られており、所謂個装と呼ばれている。外包紙として、所謂ソフトパック又はソフトパッケージと呼ばれる薄紙で形成されたものや、所謂ハードパック、ハードパッケージ又はボックスと呼ばれる、板紙を箱型に組み立てて形成されたものが知られている。

【0003】

たばこ商品の包装体の外面には、一般に、製品名や分量等のたばこ商品に関する情報が印刷されている。また、包装体の多くは、例えば他のたばこ商品との識別力を高めたり、購入者による購買意欲を高めること等を目的として、色インキを使用して文字、絵柄等からなるデザインや情報等を表面に印刷し、視覚効果を持たせている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特表2006-504590号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

上記のように、たばこ商品の包装体の多くはインキを使用したデザインの付与によって視覚効果を得ているが、インキを多用することで製造コストの増加を招いたり、包装機のガイド類にインキが付着するインキ汚れを招く要因となる。

【0006】

本発明は、上記した実情に鑑みてなされてものであって、その目的は、インキに依拠せずに簡易な構成で包装体にデザイン性を付与することができるたばこ商品の包装体を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明は、上記課題を解決するために、たばこ商品の包装体における最外層の表面に、透明ニスによって形成される第1領域と、包装体の基材が外部に露出した基材露出部または基材の外面に積層された透明ニスによって形成される第2領域とを隣接配置し、第1領域および第2領域との境界位置が透明ニスの有無の違い又は夫々の透明ニスの物性の違いのみに依拠して識別可能となるようにたばこ商品の包装体を構成するようにした。

【0008】

より詳しくは、本発明は、たばこ商品を内部に収容する包装体であって、前記包装体の最外層の表面は、前記包装体の基材の外面に積層された透明ニスによって形成される第1領域と、前記第1領域に隣接配置されると共に、前記包装体の基材が外部に露出した基材露出部または前記基材の外面に積層された透明ニスによって形成される第2領域と、を含み、前記第1領域および前記第2領域との境界位置が、透明ニスの有無の違い又は夫々の透明ニスの物性の違いのみに依拠して識別可能であることを特徴とする。このように構成することで、インキによるデザイン付与に頼らず、しかも簡易な構成でたばこ商品の包装

10

20

30

40

50

体にデザイン性を付与し、包装体の識別力を高めることができる。ここで、前記第1領域および前記第2領域との境界位置が、夫々の透明ニスにおいて視覚に影響を及ぼす所定の物性の違いのみに依拠して識別可能であってもよい。

【0009】

ここで、前記第1領域における透明ニスは、第1の光沢値を有し、前記第2領域における透明ニスは、前記第1の光沢値と異なると共に前記第1の光沢値との差によって前記第1領域との境界位置を識別させる第2の光沢値を有していてもよい。このように、第1領域および第2領域の表面を形成する透明ニスの光沢値を異ならしめることで、消費者に第1領域および第2領域との境界位置を識別させることができる。なお、この場合、第1の光沢値および第2の光沢値の差が15以上であると、第1領域および第2領域との境界位置を消費者に識別させる観点から好ましい。

10

【0010】

また、前記第1領域における透明ニスは、第1のヘイズ値を有し、前記第2領域における透明ニスは、前記第1のヘイズ値と異なると共に前記第1のヘイズ値との差によって前記第1領域との境界位置を識別させる第2のヘイズ値を有していてもよい。このように、第1領域および第2領域の表面を形成する透明ニスのヘイズ値を異ならしめることで、消費者に第1領域および第2領域の境界位置を識別させることができる。なお、この場合、第1のヘイズ値および第2のヘイズ値との差が5%以上100%以下であると、第1領域および第2領域との境界位置を消費者に識別させる観点から好ましい。

【0011】

20

また、前記第1領域および前記第2領域における表面の高さが互いに等しくてもよい。また、前記第1領域および前記第2領域における表面の高さの差が5 μ m以下であってもよい。このように、第1領域および第2領域における表面の高さの差を0 μ m以上5 μ m以下にすることで、以下の効果を奏する。例えば、包装体は、一般に、シート状のブランクを折り込むことによって形成されているが、上記のように第1領域および第2領域間における段差をなくし、或いは小さくすることで、シート状のブランクを梱包して流通させる際にブランクが嵩張ることを抑制できる。つまり、ブランクの梱包箱にブランクを収容する際、上下に積層されるブランク間の隙間をできるだけ少なくすることで、ブランクの流通コストを少なくすることができる。

【0012】

30

また、ブランクを折り込みながらタバコ商品を包装する包装機の多くは、ローラ装置や吸着装置を用いてブランクを順次搬送しているが、上記の様に第1領域および第2領域間における段差を小さくすることで、包装体の包装過程におけるブランクの搬送安定性を高くすることができ、また、折り込み工程において安定したブランクの折り込みが容易なものとなる。また、第1領域および第2領域間における段差を小さくすることで、第1領域や第2領域において基材に塗布する透明ニスの使用量が過剰になることを抑制でき、包装体の製造コストを少なくすることができる。

【0013】

40

また、前記基材の外表面の一部に着色された着色領域が形成されており、前記第1領域および前記第2領域の境界位置と、前記基材における前記着色領域とその周囲の無着色領域との境界位置とがずれていてもよい。これによれば、第1領域および第2領域における透明ニスの有無の違い又は夫々の透明ニスの物性の違いのみに依拠して、第1領域および第2領域の境界位置を視覚を通じて識別させることができる。つまり、インキに依拠せず、容易にタバコ商品の包装体にデザイン性を付与することができる。

【0014】

また、前記基材の外表面全体が着色されていなくてもよい。このように構成することで、例えば包装体を製造する際に包装機のガイド類に包装体が接触した場合においても、このガイド類がインキで汚れることを抑制できる。また、包装体における基材の外表面にインキを全く使用しないようにすることで、包装体の製造コストを少なくすることができる。

【0015】

50

また、前記基材のうち、前記第 1 領域および前記第 2 領域に対応する部分の外面が単一のインキによって着色されていてもよい。このように、第 1 領域および第 2 領域に対応する部分の外面が単一のインキによって着色されている場合においても、本発明によれば、インキに依拠せず、第 1 領域および第 2 領域の境界位置を識別することができる。

【 0 0 1 6 】

また、前記基材の表面に凹凸加工が施されており、前記第 1 領域および前記第 2 領域の境界位置と、前記基材における凹部と凸部との境界位置とが平面的にずれていてもよい。このように構成することで、第 1 領域および第 2 領域における透明ニスの有無の違い又は夫々の透明ニスの物性の違いのみに依拠して、第 1 領域および第 2 領域の境界位置を、視覚を通じて識別させることができる。つまり、インキに依拠せず、容易にたばこ商品の包装体にデザイン性を付与することができる。

10

【 0 0 1 7 】

なお、本発明における課題を解決するための手段は、可能な限り組み合わせることができる。

【 発明の効果 】

【 0 0 1 8 】

本発明によれば、インキに依拠せずに簡易な構成で包装体にデザイン性を付与することができるたばこ商品の包装体を提供することができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 9 】

20

【 図 1 】 図 1 は、実施形態 1 に係る包装体を示す外観図である。

【 図 2 】 図 2 は、実施形態 1 に係る包装体の正面図である。

【 図 3 】 図 3 は、実施形態 1 に係る包装体を形成するためのブランクを示す図である。

【 図 4 】 図 4 は、図 2 に示す A - A' 矢視断面図である。

【 図 5 】 図 5 は、参考例に係る包装体の断面構造を示す図である。

【 図 6 】 図 6 は、実施形態の第 1 変形例に係る包装体の断面構造を示す図である。

【 図 7 】 図 7 は、実施形態の第 2 変形例に係る包装体の断面構造を示す図である。

【 図 8 】 図 8 は、実施形態の第 3 変形例に係る包装体の正面図である。

【 図 9 】 図 9 は、実施形態 2 に係る包装体の正面図である。

【 図 1 0 】 図 1 0 は、実施形態 3 に係る包装体の正面図である。

30

【 図 1 1 】 図 1 1 は、実施形態 4 に係る包装体の正面図である。

【 図 1 2 】 図 1 2 は、図 1 1 に示す B - B' 矢視断面図である。

【 図 1 3 】 図 1 3 は、実施形態 5 に係る包装体の正面図である。

【 発明を実施するための形態 】

【 0 0 2 0 】

以下、本発明の実施形態について図面に基づいて説明する。本実施形態に記載されている構成要素の寸法、材質、形状、その相対配置等は、特に特定の記載がない限りは、発明の技術的範囲をそれらだけに限定する趣旨のものではない。

【 0 0 2 1 】

< 実施形態 1 >

40

図 1 は、実施形態 1 に係る包装体 1 を示す外観図である。包装体 1 は、たばこ商品の一例としてシガレットを収容するシガレットパッケージである。包装体 1 は、収容本体部 2 と、収容本体部 2 にヒンジ 3 を介して回動自在に連結される蓋部 4 とを備えている。図 1 は、蓋部 4 が閉じられた状態の包装体 1 を背面側から眺めた斜視図である。包装体 1 は、被包装体の包装時において外形状が略直方体となっている。図 2 に、実施形態 1 に係る包装体 1 の正面図を示す。

【 0 0 2 2 】

包装体 1 は、所謂ハードパッケージと呼ばれる箱型の包装容器であり、収容本体部 2 の内部にシガレットを収容している。収容本体部 2 は、前壁 2 1、後壁 2 2、一組の側壁 2 3、底壁 2 4 を有し、直方体形状の上端側が斜めに切り欠かれた形状を有する箱体である

50

。蓋部 4 は、前壁 4 1、後壁 4 2、一組の側壁 4 3、天壁 4 4 を有し、ヒンジ 3 を介して蓋部 4 における後壁 4 2 の下縁と収容本体部 2 における後壁 2 2 の上縁とがヒンジ連結されている。

【 0 0 2 3 】

図 3 は、実施形態 1 に係る包装体 1 を形成するためのブランク 1 0 を示す図である。包装体 1 は、例えばカード紙、マニラボール紙等の紙材を所定の大きさ、形状に打ち抜くことで形成されたブランク 1 0 を組み立てることで形成されている。図 4 に示す破線は折り込み線（罫線）を示している。包装体 1 の組み立ては、例えば図示しない包装機によって行われる。ブランク 1 0 を折り込み線に沿って折り込み、適所を接着することで包装体 1 を組み立てることができる。なお、図 3 に示す符号 1 1 は、ブランク 1 0 の組み立て後において包装体 1 の収容本体部 2 となる収容本体部形成区域を示している。また、符号 1 2 は、ブランク 1 0 の組み立て後において包装体 1 の蓋部 4 となる蓋部形成領域を示している。

10

【 0 0 2 4 】

次に、包装体 1 の断面構造について説明する。図 4 は、図 2 に示す A - A' 矢視断面図である。図 2 に示す例では、第 2 領域 R 2 は、菱形形状を有する領域として形成されており、この第 2 領域 R 2 を除く部分に第 1 領域 R 1 が形成されている。言い換えると、第 1 領域 R 1 は、第 2 領域 R 2 の周囲を取り囲む領域として形成されている。なお、第 1 領域 R 1 および第 2 領域 R 2 の形状は特定の形状に限定されず、適宜変更することができる。例えば、第 1 領域 R 1 や第 2 領域 R 2 の形状を、ブランドロゴの形状、あるいは、月、太陽などといった幾何学模様や動植物などをモチーフとした装飾絵柄の形状としてもよい。また、第 1 領域 R 1 および第 2 領域 R 2 の何れか一方が、他方によって取り囲まれていなくてもよい。

20

【 0 0 2 5 】

図 4 に示すように、包装体 1 における第 1 領域 R 1 の断面構造（層構造）は、最内層としての基材 5 0 と、最外層としての第 1 ニス層 5 1 から形成されている。第 1 ニス層 5 1 は、基材 5 0 の外面 5 0 a を被覆するように基材 5 0 に積層されている。なお、本実施形態において、基材 5 0 は、ブランク 1 0 の材料として用いられるカード紙、マニラボール紙等といった紙基材を採用しているが、基材 5 0 は紙基材に限られず、例えば、プラスチックやフィルム貼り合わせ紙など種々の材料を用いることができる。また、基材 5 0 の厚さは特に限定されない。

30

【 0 0 2 6 】

基材 5 0 の内面 5 0 b は、包装体 1 の組み立て後においてシガレットを収容する収容空間側に臨む面である。ここで、本実施形態における包装体 1 の基材 5 0 には、色インキ等を用いて文字、図柄等を含むデザインが印刷されるインキ層が形成されていない。つまり、包装体 1 には、色インキを使用したデザインが付与されていない。以上のような断面構造を有する包装体 1 の第 1 領域 R 1 は、第 1 ニス層 5 1 によって包装体 1 の最外層の表面が形成されている。

【 0 0 2 7 】

一方、包装体 1 における第 2 領域 R 2 の断面構造は、最内層としての基材 5 0 と、中間層としての第 1 ニス層 5 1 と、最外層としての第 2 ニス層 5 2 とを含んで構成されており、基材 5 0 の外面 5 0 a に第 1 ニス層 5 1 および第 2 ニス層 5 2 がこれらの順に積層されている。このような断面構造を有する包装体 1 の第 2 領域 R 2 は、第 2 ニス層 5 2 によって包装体 1 の最外層の表面が形成されている。

40

【 0 0 2 8 】

ここで、第 1 ニス層 5 1 および第 2 ニス層 5 2 について説明すると、第 1 ニス層 5 1 および第 2 ニス層 5 2 は、共に透明ニスによって形成されている。本実施形態において、第 1 ニス層 5 1 に係る透明ニスと第 2 ニス層 5 2 に係る透明ニスは互いに物性が異なっており、具体的には、光沢値が互いに異なっている。ここで「透明ニス」とは、所謂着色されていないニスであり、顔料、染料、金属粉、ガラス粉、雲母を含まないニスとして定義さ

50

れる。なお、例えば、ニスに含まれる樹脂自体が色を有しているものは、これら顔料、染料、金属粉、ガラス粉、雲母を含まない限り、本明細書において「透明ニス」に該当するものとして扱う。また、本明細書において、上述した顔料、染料、金属粉、ガラス粉、雲母の少なくとも何れかを含むインキを色インキとして定義する。上記のように規定された第1ニス層51および第2ニス層52は、特に限定されないが、光沢値が互いに異なる透明のオーバープリントニス（以下、「OPニス」という）を用いるようにしてもよい。以下、第1ニス層51を形成する透明ニスを「第1透明ニス」と呼び、第2ニス層52を形成する透明ニスを「第2透明ニス」と呼ぶ。なお、本実施形態においては、後述するように第1ニス層51と第2ニス層52とにおいて、それぞれの光沢値やヘイズ値などといった視覚に影響を及ぼす透明ニスの物性を変化させることによって第1領域R1と第2領域R2との境界位置を識別可能にしているが、光沢値やヘイズ値を変化させるためにマット剤等の添加剤が添加されたニスについても、顔料、染料、金属粉、ガラス粉、雲母を含まない限り「透明ニス」に該当する。

10

20

30

40

50

【0029】

ここで、包装体1（ブランク10）の基材50に対する第1ニス層51および第2ニス層52の塗布は、オフセット印刷、グラビア印刷等といった公知の手法を適宜用いて行うことができる。第1ニス層51および第2ニス層52は共に透明ニスによって形成されているため、例えば、まず第1ニス層51を形成する第1透明ニスを基材50の外面50a全体にベタ塗りした後、この第1ニス層51の上から第2ニス層52に対応するデザインが付与された版を用いて第2ニス層52を形成する第2透明ニスを塗布してもよい。

【0030】

ここで、互いに光沢値が異なる第1ニス層51および第2ニス層52の組み合わせの例示として、マットニス、ノーマルニス、グロスニスのうちから選択される2種の透明ニスを挙げることができる。本実施形態においては、包装体1における最外層の外表面のうち、平面的に隣接して配置される第1領域R1および第2領域R2の夫々の透明ニスの物性の違いのみ、ここでは第1領域R1および第2領域R2の光沢値の差を利用して、これらの境界位置を視認させるように包装体1を構成している。以下、第1ニス層51の光沢値を「第1の光沢値」と呼び、第2ニス層52の光沢値を「第2の光沢値」と呼ぶ。本実施形態において、第2ニス層52に係る第2の光沢値は、第1ニス層51に係る第1の光沢値と異なり、且つ、第1の光沢値との光沢差（光沢値の差）によって第1領域R1と第2領域R2との境界位置を識別させる光沢値として定義される。

【0031】

なお、「第1領域R1と第2領域R2との境界位置を識別させる」とは、視覚を通じて、第1領域R1と第2領域R2との境界位置を、包装体1を眺める人に認識させることを意味する。ここで、図5に示す参考例では、基材50の上にインキを塗布することでデザインを付した着色領域であるインキ着色部53を形成した後、第1ニス層51、第2ニス層52を順次積層している。なお、インキ着色部53の周囲には、基材50の外面50aが着色されていない無着色領域が形成されている。図5に示す参考例では、インキ着色部53の輪郭（外形）に、第2ニス層52の輪郭（外形）が平面的に一致している（上下に重なっている）。言い換えると、第1領域R1および第2領域R2の境界位置が基材50におけるインキ着色部53とその周囲の無着色領域との境界位置とが平面的に一致しており（上下に重なっており）、インキ着色部53によって付与されるデザインに第2ニス層52が同調した態様となっている。このように、第2ニス層52をインキ着色部53の上に重ねて配置する態様は、第1領域R1と第2領域R2との境界位置を識別させることに寄与するものであるため、第1ニス層51および第2ニス層52の物性の違いのみに依拠して第1領域R1と第2領域R2との境界位置を識別させていることにはならない。故に、本実施形態における包装体1は「第1ニス層51および第2ニス層52の物性の違いのみによって第1領域R1と第2領域R2との境界位置を識別させる」という点において、図5に示す参考例と区別することができる。

【0032】

本実施形態に係るたばこ商品の包装体 1 によれば、上記のように色インキに頼らずに、第 1 ニス層 5 1 と第 2 ニス層 5 2 との物性の違いのみ、具体的には光沢値の差に依拠し、第 1 領域 R 1 と第 2 領域 R 2 との境界位置を、視覚を通じて識別させることができる。したがって、色インキによるデザイン付与に頼らず、しかも簡易な構成でたばこ商品の包装体 1 にデザイン性を付与し、包装体 1 の識別力を高めることができる。

【0033】

ところで、たばこ商品は包装機によって高速で包装されるため、包装機のガイド類と包装体となるブランク 1 0 とのクリアランスが比較的狭いのが実情である。そのため、たばこ商品の包装過程において包装体がガイド類に接触し易く、従来のように色インキをしたデザインの付与によって視覚効果を得ようとした場合、包装機のガイド類にインキが付着するインキ汚れが顕在化し易くなる。これに対して、本実施形態の包装体 1 においては、包装体 1 の基材 5 0 における外面全体が着色されていない。これによれば、包装体 1 を製造する包装機によってブランク 1 0 を折り込む際、包装機のガイド類とブランク 1 0 が接触した際、色インキがガイド類に付着するインキ汚れを招く虞がない上、色インキを使用しないことで包装体 1 の製造コストを少なくすることができる。

10

【0034】

なお、本実施形態においては、包装体 1 に係る基材 5 0 の全面に第 1 ニス層 5 1 を形成することで、第 2 領域 R 2 における第 2 ニス層 5 2 の下層に第 1 ニス層 5 1 が形成される態様を例に説明したが、図 6 に示す変形例のように第 2 領域 R 2 における第 1 ニス層 5 1 を省略し、第 2 ニス層 5 2 を基材 5 0 に直接積層してもよい。図 6 は、第 1 変形例に係る包装体の断面構造を示している。つまり、包装体 1 に係る最外層の表面が、互いに隣接して配置される第 1 領域 R 1 と第 2 領域 R 2 とを含み、第 2 領域 R 2 に係る第 2 透明ニスにおける第 2 の光沢値が、第 1 領域 R 1 に係る第 1 透明ニスにおける第 1 の光沢値との光沢差によって第 1 領域 R 1 および第 2 領域 R 2 の境界位置を識別可能な光沢値として設定されていればよい。また、図 7 は、第 2 変形例に係る包装体の断面構造を示している。図 7 に示すように、第 1 領域 R 1 と第 2 領域 R 2 との境界部において、第 1 ニス層 5 1 および第 2 ニス層 5 2 の端部同士を上下に重ね合せてもよい。ここで、図 7 中の符号 R 3 は、第 1 ニス層 5 1 および第 2 ニス層 5 2 が互いに重なることで形成される「ラップ領域」である。図 7 においてラップ領域 R 3 の幅はとくに限定されないが、例えば 0.05 mm ~ 1 mm 程度とする態様が一例として挙げられる。図 7 に示す態様のように、第 1 領域 R 1 と第 2 領域 R 2 との境界部に光沢値が互いに異なる透明ニスが積層されるラップ領域 R 3 を配置することで第 1 領域 R 1 と第 2 領域 R 2 の光沢値の差をより一層際立たせることができ、各領域の境界位置をより一層識別し易くなる。なお、図 7 に示す例では、ラップ領域 R 3 において第 1 ニス層 5 1 の上に第 2 ニス層 5 2 が積層されているが、第 2 ニス層 5 2 の上に第 1 ニス層 5 1 が積層されていてもよい。

20

30

【0035】

また、図 8 は、実施形態の第 3 変形例に係る包装体の正面図である。図 8 に示す変形例は、包装体 1 (ブランク 1 0) の最外層における第 1 領域 R 1 および第 2 領域 R 2 の何れか一方が、他方によって取り囲まれていない態様となっている。このように、第 1 領域 R 1 および第 2 領域 R 2 は互いに隣接していればよく、一方の領域が他方の領域に取り囲まれていなくてもよい。

40

【0036】

<実施例>

以下に、本発明を実施例によって更に具体的に説明するが、本発明はその要旨を超えない限り、以下の実施例の記載に限定されるものではない。

【0037】

(実施例 1 ~ 3)

市販されている白色の原紙 (実施例 1 ~ 3 では、白色度が 80 ~ 90 % の上質紙を使用) に、市販の透明ニスを塗布した試料を用意し、市販の携帯型光沢計を用いて各試料の 60 ° 反射の光沢値を測定した。

50

【0038】

なお、一般的に、ニスには、樹脂成分、溶剤、添加剤などが含まれており、ニスの種類としては油性ニス、水性ニス、UVニスなどがある。油性ニスに含まれる樹脂成分として例えば硝化綿、ケトン樹脂などが挙げられ、溶剤として例えば硝酸エチル、IPA（イソプロピルアルコール）などが挙げられ、添加剤として例えばワックス、マット剤（必要に応じて、消泡剤）などが挙げられる。また、水性ニスに含まれる樹脂成分として例えば水性アクリル樹脂などが挙げられ、溶剤として例えば、エタノール、IPA、水などが挙げられ、添加剤として例えばワックス、マット剤（必要に応じて、消泡剤）などが挙げられる。また、UVニスに含まれる樹脂成分として例えばアクリレートモノマー・オリゴマー、アクリル樹脂などが挙げられ、溶剤として例えば酢酸エチル、IPAなどが挙げられ、添加剤として例えばワックス、マット剤（必要に応じて、消泡剤）などが挙げられる。なお、上記の各成分のうち、主として硝化綿はニスの耐熱性に関連し、ケトン樹脂はニスの光沢性に関連し、水性アクリル樹脂はニスの光沢性、耐熱性に関連し、アクリレートモノマー・オリゴマーはニスの光沢性、耐熱性に関連し、アクリル樹脂はニスの透明性、密着性に関連し、ワックスはニスの耐摩擦性、滑り性に関連し、マット剤はニスの光沢性に関連する。

10

【0039】

原紙に対する各透明ニスの塗布は、市販の自動式卓上グラビアブルーファー、ヘリオ17 5線 / inchのベタ版を用いて行った。また、透明ニスの印刷にあたり、IPAと水の配合比率を7 : 3とした希釈溶剤を用いてニスを希釈し、ザーンカップ（粘度カップ）#3での粘度が1.6 secとなるように調整した。原紙に塗布する透明ニスとして、実施例1はノーマル透明ニスを用い、実施例2はグロス透明ニスを用い、実施例3はマット透明ニスを用いた。

20

【0040】

なお、実施例1（ノーマル透明ニス）の光沢値を基準として、実施例2（グロス透明ニス）は実施例1（ノーマル透明ニス）よりも光沢値が大きい（高い）値に調整されており、実施例3（マット透明ニス）は実施例1（ノーマル透明ニス）よりも光沢値が小さい（低い）値に調整されている。光沢値の調整は、例えばニスに含まれる樹脂成分とマット剤との配合比率を変更することで行うことができる。例えば、ニスに含まれる樹脂成分の配合比率を増やすことでニスの光沢値を相対的に大きくすることができる。また、例えば、ニスに含まれるマット剤の配合比率を増やすことで光沢値を相対的に小さくすることができる。

30

【0041】

（実施例4～6）

実施例4～6は、透明ニスを塗布する原紙として、白色の原紙の代わりに青色の原紙（実施例1～3で用いた白色度が80～90%の上質紙に青（シアン）色のインキを全面にベタ塗りしたものを使用）を用いた点を除いて実施例1～3と共通する。

【0042】

[光沢値の測定]

実施例1～6に対して、携帯型光沢計（株式会社東洋精機製作所製マイクロトリグロスμ（商品名））を用いて各試料の60°反射の光沢値を測定した結果を表1に示す。各実施例において、試料の5箇所における光沢値を測定し、その平均値を表1に示している。

40

【0043】

【表 1】

	原紙	ニス種類	品番	光沢値
実施例1	白	ノーマル	G310 OPニス	34.0
実施例2	白	グロス	G350 OPニス	52.0
実施例3	白	マット	G370 マットOPニス	6.3
実施例4	青	ノーマル	G310 OPニス	44.0
実施例5	青	グロス	G350 OPニス	61.3
実施例6	青	マット	G370 マットOPニス	8.2

10

【0044】

(官能評価)

ここで、実施例1～3に係る各試料を隣接して並べ、各試料の透明ニスの見え方の違いについて官能評価を行った。光沢値の測定値(平均値)の差が18.0であった実施例1に係る試料(ノーマル透明ニス)と実施例2に係る試料(グロス透明ニス)と対比した結果、双方の透明ニスの見え方に違いが認められた。また、光沢値の測定値(平均値)の差が25.7であった実施例1に係る試料(ノーマル透明ニス)と実施例3に係る試料(透明マットニス)とを対比した結果、実施例1および2を対比したときに比べて、透明ニスの見え方の違いがより顕著であった。

20

【0045】

同様に、実施例4～6に係る各試料についても、実施例1～3と同様に各試料の透明ニスの見え方の違いについて官能評価を行った。光沢値の測定値(平均値)の差が17.3であった実施例4に係る試料(ノーマル透明ニス)と実施例5に係る試料(グロス透明ニス)と対比した結果、双方の透明ニスの見え方に違いを見出すことができた。また、光沢値の測定値(平均値)の差が35.8であった実施例4に係る試料(ノーマル透明ニス)と実施例6に係る試料(透明マットニス)とを対比した結果、実施例4および5を対比したとき、および実施例1および3を対比したときに比べて透明ニスの見え方の違いがより顕著であった。

30

【0046】

以上より、包装体1において、第1領域R1の最外層を形成する第1ニス層51の光沢値と、第2領域R2の最外層を形成する第2ニス層52の光沢値の差が15以上であることが好ましく、25以上であることがより好ましく、35以上であることが特に好ましい。第1ニス層51の光沢値と第2ニス層52の光沢値の差を上記のようにすることで、色インキによるデザイン付与に頼らずに、包装体1を眺めた人に、第1ニス層51および第2ニス層52の物性の違いのみによって、第1領域R1および第2領域R2の境界位置を視認(識別)させることができる。なお、第1ニス層51および第2ニス層52の見え方を相違させるという観点からは両者の光沢差が大きい方が好ましく、第1ニス層51および第2ニス層52の光沢差の上限は特に限定されないが、第1ニス層51および第2ニス層52の光沢差は、紙基材を用いる場合には100以下とする態様が一例として挙げられる。但し、第1ニス層51および第2ニス層52の光沢差の好ましい上限値は、基材の種類によって異なり得る。

40

【0047】

本実施形態における包装体1は、第1領域R1の最外層を形成する第1ニス層51と、第2領域R2の最外層を形成する第2ニス層52とにおける視覚に影響を及ぼす所定の物性の違いのみによって第1領域R1および第2領域R2の境界位置を識別可能に構成しているが、透明ニスにおける物性の違いのみに依拠して上記境界位置を識別可能であれば光沢値に限定されない。例えば、第1領域R1および第2領域R2の境界位置を識別するために、第1領域R1および第2領域R2の最外層を形成する夫々の透明ニスのヘイズ値を

50

相違させてもよい。なお、ヘイズ値は、「ヘイズ値」、「曇り度」と称呼される場合もある。透明ニスにおけるヘイズ値は、光沢値と同様に、視覚に影響を及ぼす所定の物性の一例である。そして、本実施形態においては、透明ニスのヘイズ値の差に依拠して第1領域R1および第2領域R2の境界位置を識別してもよく、そのような態様も、第1ニス層51および第2ニス層52における物性の違いのみによって第1領域R1および第2領域R2の境界位置を識別する態様の範疇に属するものである。

【0048】

ここで、光沢値が互いに相違する透明ニス同士は、ヘイズ値も相違するのが通常である。本実施形態においても、第1ニス層51（第1透明ニス）および第2ニス層52（第2透明ニス）は、光沢値およびヘイズ値の双方が互いに相違している。ここで、第1ニス層51（第1透明ニス）および第2ニス層52（第2透明ニス）におけるヘイズ値を、それぞれ「第1のヘイズ値」、「第2のヘイズ値」と呼ぶ。本実施形態において、第2のヘイズ値は、第1のヘイズ値との差によって第1領域R1と第2領域R2との境界位置を識別可能なヘイズ値として設定されている。本実施形態に係る包装体は、第1領域R1および第2領域R2の境界位置を識別するに際して、第1ニス層51および第2ニス層52における光沢値の差のみに依拠してもよいし、ヘイズ値の差のみに依拠してもよいし、光沢値の差およびヘイズ値の差の双方に依拠してもよい。

10

【0049】

本実施形態において、第1ニス層51に用いる第1透明ニスおよび第2ニス層52に用いる第2透明ニスのヘイズ値は、第1透明ニスおよび第2透明ニスの透明性を表す物性であり、その値が低いほど透明性が高いことを意味する。ヘイズ値は、透明なフィルムに第1透明ニスおよび第2透明ニスを塗布した試料をそれぞれ用意し、JIS K 7105、JIS K 7136に準拠して、試料に光線を照射したときの全光線透過光に対する拡散光の割合（ヘイズ値 = 散乱光 / 全光線透過光 × 100（%））を求めることで測定することができる。これにより、第1透明ニスおよび第2透明ニスにおいて、それぞれ固有のヘイズ値を測定することができる。

20

【0050】

なお、第1領域R1の第1ニス層51を形成する第1透明ニスのヘイズ値（以下、「第1ヘイズ値」という）と、第2領域R2の第2ニス層52を形成する第2透明ニスのヘイズ値（以下、「第2ヘイズ値」という）と差は、5%以上100%以下とすることが好ましい。第1ヘイズ値および第2ヘイズ値の差をこのような範囲に設定することで、第1領域R1および第2領域R2の境界位置を第1ヘイズ値および第2ヘイズ値の違いに依拠して消費者に容易に識別させることができる。

30

【0051】

<実施形態2>

次に、実施形態2に係る包装体1Aを説明する。図9は、実施形態2に係る包装体1Aの正面図である。図中、符号53Aは、包装体1Aに設けられたインキ着色部である。このインキ着色部53Aは、基材50の外面50aに色インキを塗布することで形成されており、インキ着色部53Aが単独で包装体1Aにデザイン性を付与している。図9に示す第1領域R1および第2領域R2は、図4において説明した通りである。なお、包装体1Aにおいて、インキ着色部53Aが形成された基材の外面上に第1ニス層51および第2ニス層52が順次積層されている。なお、図9に示すように、インキ着色部53Aは、基材50における外面50aの一部に形成されており、本発明における着色領域に相当する。

40

【0052】

図9に示すように、本実施形態においては、第1領域R1および第2領域R2の境界位置が、インキ着色部53Aの輪郭（外形）、即ちインキ着色部53Aとその周囲に存在する無着色領域との境界位置に対してずれた態様となっている。さらに、インキ着色部53Aに対して第2領域R2が上下に重なっていない。このように構成される包装体1Aにおいては、上記のようにインキ着色部53Aに依拠せず、第1領域R1に係る第1ニス層5

50

1 および第2領域R2に係る第2ニス層52の光沢値やヘイズ値のように、第1ニス層51および第2ニス層52の物性（視覚に影響を及ぼす所定の物性）の違いのみに依拠して、消費者に第1領域R1および第2領域R2の境界位置を識別させることができる。

【0053】

<実施形態3>

図10は、実施形態3に係る包装体1Bの正面図である。包装体1Bは、実施形態2に係る包装体1Aのインキ着色部53Aと同様なインキ着色部53Bを備えている。包装体1Bは、第2領域R2とインキ着色部53Bとが部分的に重なっている点で実施形態2に係る包装体1Aと相違している。このような態様においても、第1領域R1および第2領域R2の境界位置が、インキ着色部53Bの輪郭（外形）、即ちインキ着色部53Bとその周囲に存在する無着色領域との境界位置に対してずれた態様となっているため、上記のようにインキ着色部53Bに依拠せず、第1ニス層51および第2ニス層52の光沢値やヘイズ値のように、第1ニス層51および第2ニス層52の物性（視覚に影響を及ぼす所定の物性）の違いのみに依拠して、消費者に第1領域R1および第2領域R2の境界位置を識別させることができる。つまり、色インキによるデザイン付与に頼らず、簡易な構成で包装体1Bにデザイン性を付与し、その識別力を高めることができる。

10

【0054】

<実施形態4>

図11は、実施形態4に係る包装体1Cの正面図である。上述までの実施形態においては、基材50の全体を覆うように第1ニス層51をベタ塗りしていたが、包装体1Cにおいては、第1ニス層51が形成されていない。図12は、図11に示すB-B'矢視断面図である。図12を参照して、実施形態4に係る包装体1Cの第1領域R1'および第2領域R2'の断面構造を説明する。包装体1Cにおける第1領域R1'は、基材50の外面50aが外部に露出した領域であり、本発明における基材露出部に相当する。一方、包装体1Cにおける第2領域R2'は、基材50の外面50aに透明ニス層52が塗布されることで透明ニス層52が形成されている。透明ニス層52は、包装体1Cにおける第2領域R2'の最外層を形成している。

20

【0055】

透明ニス層52を構成する透明ニスは、例えば、顔料、染料、金属粉、ガラス粉、雲母を含まない透明なマットニス、ノーマルニス、グロスニス等である。さらに、透明ニス層52の光沢値は、第1領域R1'に係る基材露出部の光沢値と相違しており、基材露出部の光沢値との差によって第1領域R1'と第2領域R2'との境界位置を識別可能な光沢値に設定されている。つまり、本実施形態に係る包装体1Cにおいては、第1領域R1'および第2領域R2'との境界位置が、透明ニスの有無の違いのみ（第1領域R1'に対応する基材外面には透明ニス層が形成されず、第2領域R2'に対応する基材外面にのみ透明ニス層が形成されているため）によって識別可能に構成されている。本実施形態においては、第1領域R1'の最外層を構成する基材露出部の光沢値が第1の光沢値に相当し、第2領域R2'の最外層を構成する透明ニス層52の光沢値が第2の光沢値に相当する。また、本実施形態において、透明ニス層52および基材露出部の光沢差によって第1領域R1'および第2領域R2'の境界位置を視認（識別）させる観点から、透明ニス層52および基材露出部の光沢差が15以上であることが好ましく、25以上であることがより好ましく、35以上であることが特に好ましい。これによれば、包装体1Cの最外層の表面を形成する第1領域R1'および第2領域R2'の境界位置を、第1領域R1'および第2領域R2'における透明ニスの有無の違いのみによって消費者に識別させることができる。言い換えると、包装体1Cによれば、第1領域R1'および第2領域R2'の包装体1Cにおける透明ニス層52および基材露出部の光沢差によって第1領域R1'および第2領域R2'の境界位置を識別させることができる。その結果、色インキによるデザイン付与に頼らず、簡易な構成で包装体1Cにデザイン性を付与することができる。

30

40

【0056】

<実施形態5>

50

図13は、実施形態5に係る包装体1Dの正面図である。包装体1Dにおいては、基材50に凹凸加工が施されている点が上述までの実施形態に係る包装体と相違する。図13において、符号60は、包装体1Dの基材がエンボス加工によって外側に向かって凸状に隆起している凸部を示している。包装体1Dは、凸部60以外の部分が当該凸部60よりも相対的に凹んだ凹部として形成されている。本実施形態に係る包装体1Dは、実施形態3に係る包装体1Bにおけるインキ着色部53Bを凸部60に置き換えたものに等しい。図13に示すように、包装体1Dは、第2領域R2と凸部60とが部分的に重なっている。このような態様においても、第1領域R1および第2領域R2の境界位置が、凸部60の輪郭（外形）、即ち凸部60とその周囲に存在する無着色領域との境界位置に対してずれた態様となっているため、上記のように凸部60に依拠せず、第1ニス層51および第2ニス層52の光沢値やヘイズ値のように、第1ニス層51および第2ニス層52の物性（視覚に影響を及ぼす所定の物性）の違いのみに依拠して、消費者に第1領域R1および第2領域R2の境界位置を識別させることができる。なお、凸部60が第1領域R1および第2領域R2の一方と全く重ならないように、第1領域R1および第2領域R2の他方の一部又は全部と重なる様に配置されていてもよい。

10

【0057】

上述した各実施形態は、種々の変更や改良を加え、また組み合わせることができる。例えば、上記各実施形態においては、シガレットを収容するハードパッケージに適用しているが、これには限られない。例えば、ハードパッケージの代わりに、所謂ソフトパッケージの外装紙に本発明を適用してもよい。また、ハードパッケージやソフトパッケージ等の個装は、通常、フィルム材によって密封された状態で流通している。さらには、上記の個装をカートン、パーセルと呼ばれるという中間包装体に複数個（例えば、10箱）まとめて詰めた状態で流通する場合も多い。本明細書においては、たばこ商品を収容するハードパッケージやソフトパッケージ等の個装を密封するフィルム材や、複数の個装をまとめて詰めるカートン等の中間包装箱もまた、たばこ商品の包装体に該当する。そこで、個装を密封するためのフィルム材、あるいは、複数の個装をまとめて詰めるためカートンやパーセル等の中間包装体に本発明を適用してもよい。また、上述までの実施形態では、たばこ商品の一例としてシガレットを挙げて説明したが、例えば、葉巻、シガリ口、電子たばこ等を包装する包装体に本発明を適用してもよい。

20

【符号の説明】

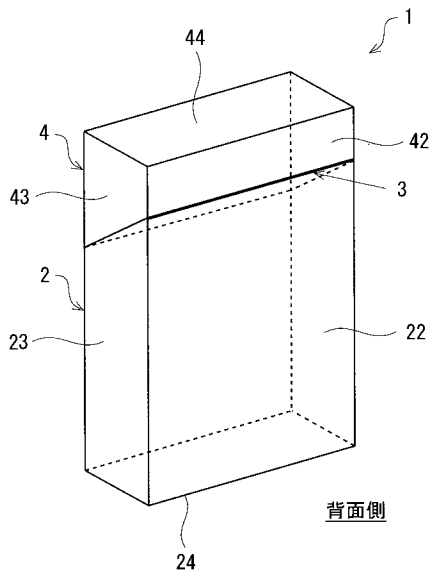
30

【0058】

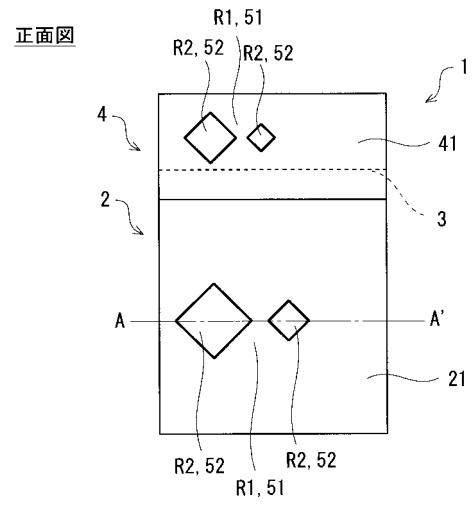
1, 1A, 1B, 1C, 1D, . . . 包装体
 2 . . . 収容本体部
 3 . . . ヒンジ
 4 . . . 蓋部
 50 . . . 基材
 51 . . . 第1ニス層
 52 . . . 第2ニス層
 R1, R1' . . . 第1領域
 R2, R2' . . . 第2領域

40

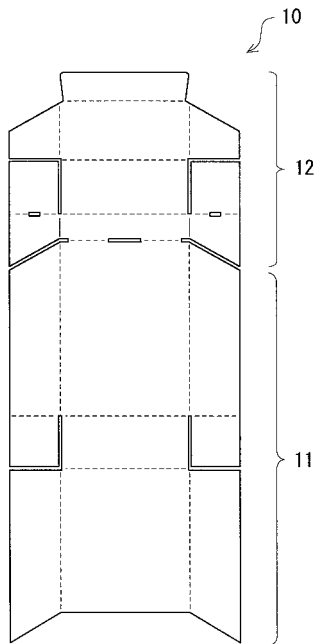
【 図 1 】



【 図 2 】

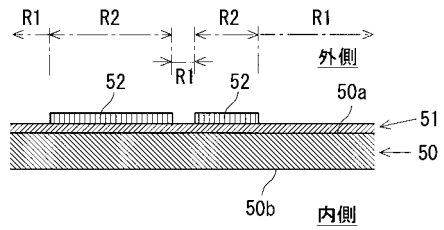


【 図 3 】



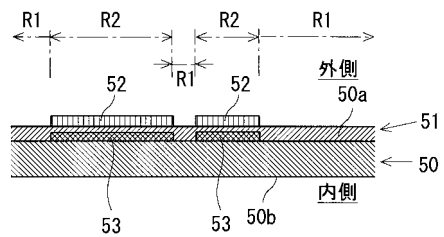
【 図 4 】

A-A' 矢視断面



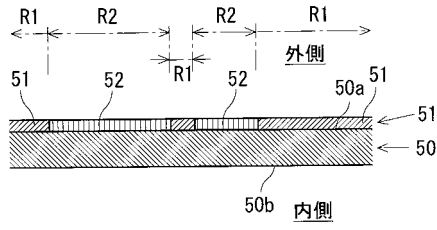
【 図 5 】

参考例



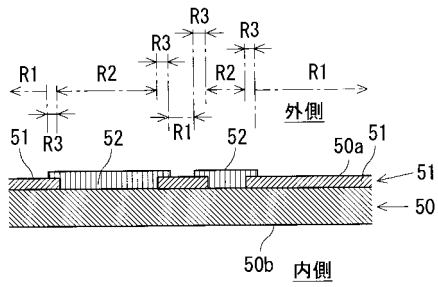
【 図 6 】

A-A' 矢視断面



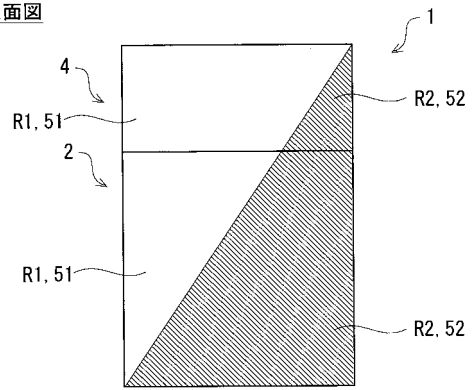
【 図 7 】

A-A' 矢視断面



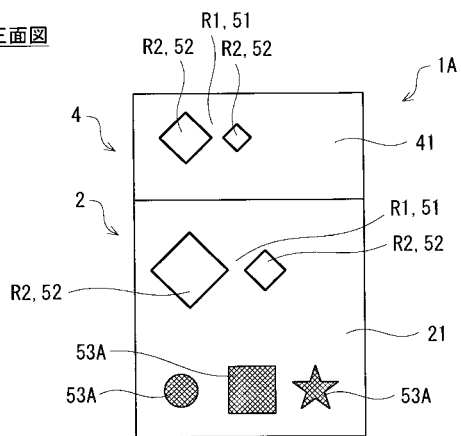
【 図 8 】

正面図



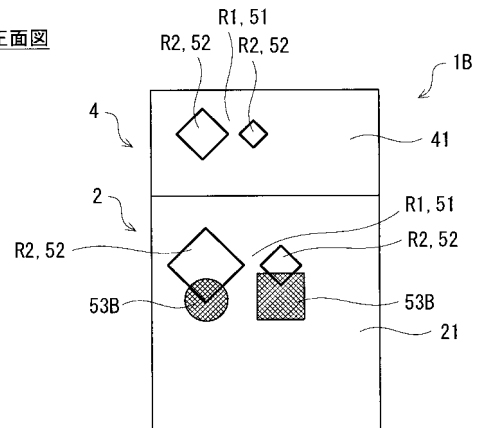
【 図 9 】

正面図

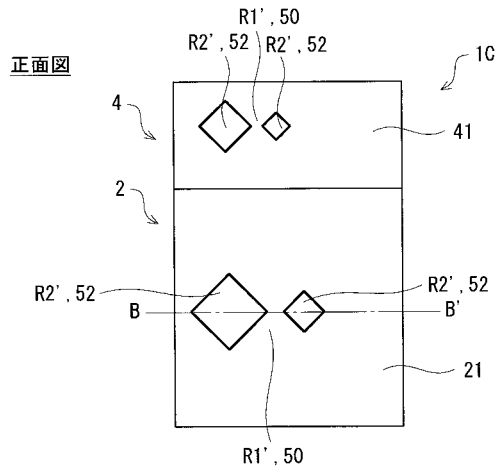


【 図 10 】

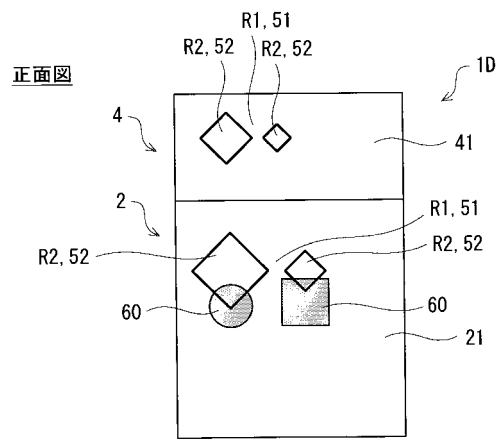
正面図



【 図 1 1 】

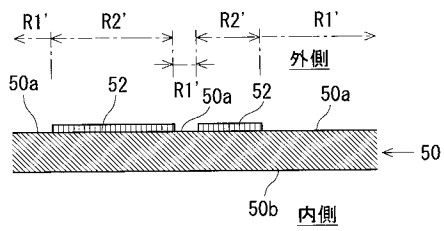


【 図 1 3 】



【 図 1 2 】

B-B' 矢視断面



【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/JP2014/083376
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER B65D85/10(2006.01) i		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) B65D85/10		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2015 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2015 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2015		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	WO 2013/027275 A1 (Japan Tobacco Inc.), 28 February 2013 (28.02.2013), entire text; all drawings & TW 201313577 A1	1-5, 7-12
Y	JP 2004-174995 A (Toppan Printing Co., Ltd.), 24 June 2004 (24.06.2004), paragraphs [0021] to [0028]; fig. 1, 4 (Family: none)	1-5, 7-12
Y	JP 58-209584 A (Toyo Shigyo Printing Co., Ltd.), 06 December 1983 (06.12.1983), entire text; all drawings (Family: none)	1-5, 7-12
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 18 March 2015 (18.03.15)		Date of mailing of the international search report 31 March 2015 (31.03.15)
Name and mailing address of the ISA/ Japan Patent Office 3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915, Japan		Authorized officer Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2014/083376

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2012-513344 A (British-American Tobacco (Holdings) Ltd.), 14 June 2012 (14.06.2012), claims; fig. 1 to 25 & US 2010/0155274 A1 & US 2014/0061074 A1 & EP 2376350 A & WO 2010/072482 A1 & AR 74875 A1 & CA 2745250 A1 & KR 10-2011-0096057 A & CN 102264611 A & AU 2009331816 A1 & SG 172006 A1 & NZ 593247 A & RU 2011126454 A	12
A	JP 4905711 B2 (National Printing Bureau), 28 March 2012 (28.03.2012), paragraphs [0037], [0045], [0072]; fig. 1 to 24 (Family: none)	1-12
A	JP 5424266 B2 (National Printing Bureau), 26 February 2014 (26.02.2014), paragraphs [0080] to [0083]; fig. 1 to 29 (Family: none)	1-12
A	JP 3160161 U (Kabushiki Kaisha Silky Act), 17 June 2010 (17.06.2010), entire text; all drawings (Family: none)	1-12
A	WO 2013/042187 A1 (Japan Tobacco Inc.), 28 March 2013 (28.03.2013), entire text; all drawings & EP 2759491 A1 & KR 10-2014-0043841 A & CN 103813967 A	1-12

国際調査報告		国際出願番号 PCT/J P 2014/083376									
A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. B65D85/10(2006.01)i											
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. B65D85/10											
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの <table border="0"> <tr> <td>日本国実用新案公報</td> <td>1922-1996年</td> </tr> <tr> <td>日本国公開実用新案公報</td> <td>1971-2015年</td> </tr> <tr> <td>日本国実用新案登録公報</td> <td>1996-2015年</td> </tr> <tr> <td>日本国登録実用新案公報</td> <td>1994-2015年</td> </tr> </table>				日本国実用新案公報	1922-1996年	日本国公開実用新案公報	1971-2015年	日本国実用新案登録公報	1996-2015年	日本国登録実用新案公報	1994-2015年
日本国実用新案公報	1922-1996年										
日本国公開実用新案公報	1971-2015年										
日本国実用新案登録公報	1996-2015年										
日本国登録実用新案公報	1994-2015年										
国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)											
C. 関連すると認められる文献											
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号									
Y	WO 2013/027275 A1 (日本たばこ産業株式会社) 2013.02.28, 全文, 全図 & TW 201313577 A1	1-5, 7-12									
Y	JP 2004-174995 A (凸版印刷株式会社) 2004.06.24, [0021] - [0028], 第1, 4図 (ファミリーなし)	1-5, 7-12									
Y	JP 58-209584 A (東洋紙業株式会社) 1983.12.06, 全文, 全図 (フ ァミリーなし)	1-5, 7-12									
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。		<input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。									
* 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願		の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献									
国際調査を完了した日 18.03.2015		国際調査報告の発送日 31.03.2015									
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 長谷川 一郎	3 N 9 1 3 5								
		電話番号 03-3581-1101 内線 3361									

国際調査報告		国際出願番号 PCT/JP2014/083376
C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 2012-513344 A (ブリティッシュ-アメリカン タバコ (ホールディングス) リミテッド) 2012.06.14, [特許請求の範囲], 第1-25図 & US 2010/0155274 A1 & US 2014/0061074 A1 & EP 2376350 A & WO 2010/072482 A1 & AR 74875 A1 & CA 2745250 A1 & KR 10-2011-0096057 A & CN 102264611 A & AU 2009331816 A1 & SG 172006 A1 & NZ 593247 A & RU 2011126454 A	1 2
A	JP 4905711 B2 (独立行政法人 国立印刷局) 2012.03.28, [0037], [0045], [0072], 第1-24図 (ファミリーなし)	1-1 2
A	JP 5424266 B2 (独立行政法人 国立印刷局) 2014.02.26, [0080] - [0083], 第1-29図 (ファミリーなし)	1-1 2
A	JP 3160161 U (株式会社シルキー・アクト) 2010.06.17, 全文, 全図 (ファミリーなし)	1-1 2
A	WO 2013/042187 A1 (日本たばこ産業株式会社) 2013.03.28, 全文, 全図 & EP 2759491 A1 & KR 10-2014-0043841 A & CN 103813967 A	1-1 2

フロントページの続き

(72)発明者 岩田 慎一

日本国東京都墨田区横川一丁目17番7号 日本たばこ産業株式会社内

Fターム(参考) 3E060 AA03 AB23 BA14 BC01 BC04 BC08 DA06 DA30 EA06 EA14

3E068 AA21 BB01 CC04 CD01 CE02 CE03 DE01 DE19 EE17 EE25

EE26 EE37

(注)この公表は、国際事務局(WIPO)により国際公開された公報を基に作成したものである。なおこの公表に係る日本語特許出願(日本語実用新案登録出願)の国際公開の効果は、特許法第184条の10第1項(実用新案法第48条の13第2項)により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。